**交付要件等確認リスト（届出保育施設）**

**交付申請書等を提出する前に、以下の項目について確認をお願いします。**

【交付要件等の確認】※ すべての交付要件等が満たされているか、ご確認（✓）ください。

　⑴ 業務効率化推進事業について

本事業の実施に関し、本補助金以外の補助金を利用していない。

本事業により取得した財産は、５年以内に、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

システムを導入するに当たっては、入札の実施や複数業者からの見積書を取得する等、適正価格での購入を行うこと。

園児の登園及び降園の管理に係るシステムを導入する場合は、事業完了までに施設で作成する安全計画にシステムを活用した安全管理の取組について明記すること。

⑵ 安全対策推進事業について

本事業の実施に関し、本補助金以外の補助金を利用していない。

保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図ること。

【必要書類】※ 提出予定の書類について、漏れがないか確認（✓）をお願いします。

姫路市保育所等業務効率化・安全対策推進事業費補助金交付申請書

姫路市保育所等業務効率化・安全対策推進事業収支予算書

業務効率化に係るシステム等導入実施計画書　★

業務効率化に係るシステム等の導入経費一覧　★

安全対策に係るシステム等導入実施計画書　★

安全対策に係るシステム等の導入経費一覧　★

経費内訳の分かるもの（見積書等）

システムに搭載されている機能の詳細を確認できるもの（仕様書、カタログ等）

交付要件等確認リスト（本書）

　※ ★印のある書類は、実施事業に応じて必要なもののみ提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先（電話番号） |  |

※提出いただいた書類について、お伺いすることがあります。